

(納税者住所氏名)	殿
(代理人住所氏名)	殿

更正・決定・賦課決定 第 号
平成 年 月 日

関税更正・決定・賦課決定通知書

(内国消費税等更正・決定・賦課決定通知書兼用)



下記の貨物に対する税額を関税法第 条 第 項、国税通則法第 条第 項及び地方税法第72条の100第1項の規定により下記のとおり更正決定したので、関税法第 条 第 項、
国税通則法第 条第 項及び地方税法第72条の100第1項の規定により通知します。

なお、この通知書により 納付すべき税額
還付する金額 の合計額は次表のとおりとなります。納付すべき税額及び当該税額に係る延滞税は、平成 年 月 日(納期限)
までに同封の 納付書
納税告知書 により納付してください。

この通知書により納付すべき税額及び延滞税又は還付する金額の合計額表							
区分	納付すべき税額の合計額	関	税	円	延滞税	裏面の計算による金額の合計額	
			税			免除する延滞税の額	関税法第12条第6項による免除
			税				
	還付する金額の合計額	関	税	還付金		法定納期限の翌日からこの通知書が発せられた日までの日数に対応する部分の金額	
			税	還付金			
			税	還付金			

理由その他			
附記事項			
納税告知書の番号	第 号	告知の年月日	平成 年 月 日

記

番号	輸入申告書の番号及び 輸入申告の年月日	輸入貨物		受入科目	区分	関税定率法別表の所属区分、又は種類等	課税標準	税率	税額	納付すべき税額又は△還付する金額 〔更正又は再決定により増加した税額又は△減少した税額〕	法定納期限
		記号・番号	品名								
				関税	更正前				円	円	
					更正後						
				税	更正前						
					更正後						
				税	更正前						
					更正後						
				税	更正前						
					更正後						
				税	更正前						
					更正後						
				税	更正前						
					更正後						

(裏面)

(注意) 表記の金額とあわせて納付すべき延滞税の額は、次により計算して得た額又はその合計額です。

(1) 延滞税の額の計算の算式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{納付すべき本} \\ \text{税の額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{期 間 (日 数)} \\ \hline \text{法定納期限の翌日} \\ \text{から完納の日まで} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の割合} \\ \hline \text{7.3\% (注)} \\ \left[\begin{array}{c} \text{納期限の翌日から2月を} \\ \text{経過する日後は14.6\%} \end{array} \right] \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \frac{1}{365} \\ \hline \end{array}$$

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1～12/31)で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

	納期限の翌日から2月を経過する日まで	納期限の翌日から2月を経過する日後
平成12年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成12年1月1日から平成25年12月31日までの各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号により定められる商業手形の基準割引率+4%	14.6%
平成26年1月1日以後	年「7.3%」と「平成26年1月1日以後の各年の特例基準割合(前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合+1%)+1%」のいずれか低い割合	年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

(2) やむを得ない理由により税額等に誤りがあったため、法定納期限後に未納の税額が生じた場合で、そのやむを得ない理由によるものであることについて税関の確認があった場合には、延滞税は免除されます。延滞税の免除を受けるためには、表面に延滞税免除の旨の記載がある場合を除き、延滞税免除申請書を税関に提出する必要があります。

(3) 納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、納付すべき本税の額が10,000円以上であって、10,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額により延滞税の額を計算することとなります。

(4) 計算した延滞税が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、計算した延滞税の額が1,000円以上であって、100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額が延滞税の額となります。

(5) 消費税及び地方消費税の延滞税の額の計算については、それぞれの本税の額を合算した額を(1)の納付すべき本税の額として計算することとなります。

◎「不服申立てについて」 この処分について不服がある場合には、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣(内国消費税等に係る処分については、国税不服審判所長)に対して審査請求をすることができます。